

最高裁秘書第 536 号

令和 3 年 3 月 1 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和 3 年 2 月 22 日に答申（令和 2 年度（最情）答申第 55 号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和 2 年度（最情）諮問第 22 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和2年11月9日（令和2年度（最情）諮詢第22号）

答申日：令和3年2月22日（令和2年度（最情）答申第55号）

件名：最高裁判所の判決又は決定の主文の記載例を取りまとめた文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「最高裁の判決又は決定の主文の記載例を取りまとめた文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年10月5日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所における裁判書の記載内容については、個別の係属事件を担当する最高裁判所裁判官において判断されるべき事柄であり、その事務は裁判事務に属することから、司法行政部門において本件開示申出文書を作成又は取得する必要性はない。

最高裁判所内において、本件開示申出文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 令和2年11月9日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 令和3年1月22日 | 審議 |
| ④ 同年2月19日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所における裁判書の記載内容については、個別の係属事件を担当する最高裁判所裁判官において判断されるべき事柄であり、その事務は裁判事務に属することから、司法行政部門において本件開示申出文書を作成し又は取得する必要性はないとのことであり、本件開示申出文書として記載された内容を踏まえて検討すれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子